

奈良県告示第三百六十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

令和六年三月十五日

奈良県知事 山下 真

名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人社団岡田会山の辺病院	桜井市大字草川六〇番地	令和九年三月八日